

知らないと青色申告承認取消の可能性 電子帳簿保存法の改正

電子帳簿保存法 帳簿・書類などを電子データにより保存する場合の要件および電子的に授受した取引情報の保存方法などを定めた法律です。次の3つに区分けされます。

任意

電子帳簿等保存

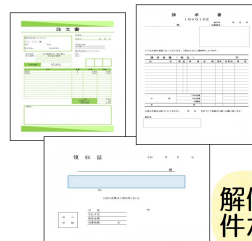
各税法で保存が義務づけされている帳簿書類(仕訳帳、総勘定元帳、損益対照表など)を作成した電子データのまま保存できます。



一定の要件を満たした電子帳簿の備付け及び保存することで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除(65万円)の適用を受けることができます。
*所轄税務署長に届出が必要です。

スキャナ保存

各税法で保存が義務づけられている紙で授受した書類(見積書、納品書、領収書など)をスキャナやスマホ、デジカメなどで読み取り電子データの形式で保存できます。



読み取り
解像度とうの要件があります

決算関係書類を除く国税関係書類(受領した領収書・請求書等)については、その生類を保存する代わりに、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができます。

必須

電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやり取りをデータで行った場合には、一定の要件の下、やり取りしたデータを保存する必要があります。



電子的に受信したり送信した取引情報(電子データ)を一定の要件を満たした形で保存

取引情報：契約書、発注書、請求書、領収書などこれらに準ずる書類、取引情報が含まれている電子メールなど

保存場所：HDDやUSBやクラウドサービスなどに記録・保持

電子取引データ保存が必要な例：

- ・通販サイトにて商品の仕入や消耗品の購入をした際に紙での領収書等が無く、サイトにて電子データの形で入手する場合
- ・電気代など紙での領収書の発行をとりやめた場合 など

電子取引データ保存のパンフレットを裏面に掲載。

各々の保存を行う場合、詳細な要件があります。QRコードより確認ください。



国税庁 電子帳簿保存法

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ▶ 令和4年1月以降に請求書・領収書・契約書・見積書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- ▶ 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります (PDF やスクリーンショットによる保存も可)。

◆ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムの導入」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定める」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です (詳しくは裏面を参照)。

※ 2年(期)前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ デイスプレイ・プリンタ等を備え付ける



電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で



国税庁

令和3年11月

◆ 改ざん防止のための措置について

◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HP](#)でサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



◆ 検索機能を確認する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確認していることとなります。

◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

(イメージ)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210311	110000	㈱霞商店	請求書
2	20210210	330000	国稅工務店(株)	請求書
3	20210228	330000	国稅工務店(株)	領収書
4	20210117	220000	国稅工務店	請求書
5	20211227	55000	国稅工務店(株)	領収書

◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

(イメージ)

	20210111_110000_㈱霞商店.pdf
	20210210_330000_国稅工務店(株).msg
	20210228_330000_国稅工務店(株).pdf
	20211217_220000_国稅工務店.msg

(例) 2021年1月31日 ㈱霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_㈱霞商店」
※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

◆ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

◆ 要件を満たすかどうか確認するための**認証制度及び相談窓口**があります。市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で



国税庁

令和3年11月